

長岡市告示 193号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課及び中之島支所産業建設課において一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 供用及び処理の開始年月日
令和7年3月31日
- 2 下水の排除及び処理をすべき区域
中之島処理区
中野中、中之島、大口、中興野、猫興野、池之島及び長呂の各一部
- 3 下水の排除及び処理をすべき区域の図
別紙図面のとおり
- 4 分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
長岡市西高山新田381番地
中之島浄化センター